新婚生活を応援します

～雫石町結婚新生活支援事業～



雫石町では、結婚を機に、新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、新居の購入費用や家賃、引越費用などの補助します。

対象者

＜次の要件を**全て満たす**世帯が対象です＞

①令和８年１月１日から令和９年３月３１日までの間に婚姻届を提出し、受理されたご夫婦
②申請時点において雫石町に住民登録していること
③夫婦の所得を合わせて５００万円未満の世帯
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年額返済額を夫婦の所得から控除
④夫婦ともに婚姻日における年齢が３９歳以下の世帯
⑤家賃及び町民税の滞納がない世帯
⑥他の公約制度による家賃補助などを受けていないこと
⑦岩手県が実施するライフプランセミナー又は町が指定する講習会等を受講した世帯

対象費用

＜対象となる費用は以下のとおりです＞

①新居となる建物の購入費、リフォーム費用
（対象外×　土地購入代、住宅ローン手数料　など）
②新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
※職場からの住宅手当分を除く
（対象外×　駐車場代、各種保険料、設備購入・交換代　など）
③引越業者や運送業者に支払った引越費用
（対象外×　レンタカーやトラックを利用して引っ越した経費　など）
④その他上記以外の新生活に必要な費用
※①～③の対象費用がある２９歳以下の世帯のみ対象

上記費用のうち、
令和８年４月１日から令和９年３月３１日までに支払った費用

補助額

補助対象費用のうち、
　夫婦とも３９歳以下は①～③を合わせて**上限３０万円**
　夫婦とも２９歳以下は①～④を合わせて**上限７０万円**
　（①～③６０万円+④１０万円＜岩手県独自上乗せ補助＞）

必要なもの

＜以下のものを添えて雫石町役場福祉課にご提出ください＞
①婚姻日がわかる戸籍全部事項証明書
②世帯全員の住民票
③新婚世帯における、収入がある人全員の交付申請日における最新の所得証明書及び納税証明書
④岩手県が実施するライフプランセミナー又は町が指定する講習会の受講証明書
⑤町内で住宅を取得する場合、契約書や領収書の写し
⑥町内で住宅を賃借する場合、契約書、住宅手当支給証明書など
⑦引越費用に係る領収書の写し
⑧印かん

ライフプランセミナーについて

　この講座は、「ライフプランセミナー」として、公益財団法人いきいき岩手支援財団が実施しております。詳しくは、“いきいき岩手”結婚サポートセンターホームページ内でご確認ください。

※町が指定する講習会については、町ホームページをご確認ください。

お気軽にご相談ください。

申請・問合せ先

雫石町役場　福祉課
TEL　019-692-6472